子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 第2回 専門研修ワーキングチーム(地域子育て支援) 議事録

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局総務課少子化対策企画室

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 第2回 専門研修ワーキングチーム(地域子育て支援) 議事次第

日 時:平成26年11月12日(水)10:00~12:03

場 所:中央合同庁舎第4号館1211会議室

- 1. 開 会
- 2. 議事
 - (1)子育て支援員(仮称)専門研修(地域子育て支援)のカリキュラム等について
 - (2) その他
- 3. 閉 会

○橋本座長 奥山構成員がまだ来られておりませんが、定刻になりましたので、ただいまから第2回「子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 専門研修ワーキングチーム (地域子育て支援)」を開催いたします。

構成員の皆様方には、本日は大変御多忙のところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より資料の確認と、構成員の出席に関する報告をさせてい ただきます。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。 最初に議事次第がございます。

その下、次に、資料1といたしまして、「第1回専門研修WT(地域子育て支援)での主な意見と方向性等」。

資料2-1といたしまして、構成員提出資料で堤構成員からのもの。

資料2-2としまして、構成員提出資料で奥山構成員からのもの。

資料3「専門研修カリキュラムの検討について(利用者支援事業特定型)」。

資料4「保育士についての研修受講科目の免除について」。

資料5「フォローアップ研修・現任研修の方向性について」。

参考資料1「子育て支援員研修の基本研修科目等」。

参考資料2「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」。

参考資料3「研修ガイドラインの参考例」といたしまして、放課後児童健全育成事業の 研修についての抜粋を整理しております。

以上、お手元にございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますが、本日は渡辺構成員が所用により御欠席でございます。

これより議事に入りますので、カメラ等の撮影はここまでとしてください。

○橋本座長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事の確認、進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 早速ですが、資料1をごらんください。

資料1は、前回のワーキングチームにおいて構成員の皆様方からいただいた御意見とその方向性についてまとめた資料となっております。

本日の議事につきましては、この資料の「御意見」欄にある項目ごとに進めさせていた だきたいと思います。

資料1、1ページ目でございますが、まず、利用者支援事業について、基本型と特定型では業務内容が違うので別立ての研修にしてはどうかというものでございました。

これに対する論点と方向性でございますが、前回お示ししたカリキュラムにつきましては基本型で実施するものとしまして、特定型については、実施要件上、実施要綱上「地域連携」機能は必ずしも求められておりませんので、その部分について、関連する科目につ

いて省略したものとしてはどうかというものです。

次、論点の2番目、利用者支援事業の関係で、基本型については実務経験がある程度必要ではないかという御意見でございました。

これにつきましては、特定型については実務経験なしとしつつも、基本型に従事するに当たっては実務経験を課すものと考えております。ただし、その必要となる実務経験につきましては、従事する業務内容にもよりますし、なかなか一律に期間、勤務経験ですとか年数ですとか時間を定めることは難しいと考えておりまして、ただ、一方で、極端に短いとした場合には質の担保をすることができないと考えております。このため、期間の下限を決めまして、それ以上の期間を設定する場合については自治体の裁量としてはどうかと考えております。

例えば地域子育て支援拠点事業などの相談業務に従事する場合には1年以上などという形で、自治体が定める期間を設定してはどうかということです。この1年というのは、1年あれば一通り業務量についてさまざまありつつも、1年間通して業務をするということを考えて1年としております。

2ページ目、最初の部分でございますが、こちらについては保育士などの有資格者の取り扱いについての意見でございます。

地域子育て支援コースの専門研修の内容については、利用者支援事業・地域子育て支援 拠点事業、それぞれ特有の内容になっておりますので、保育士や社会福祉士などの有資格 者であっても、これに従事する場合には研修の受講が必要ではないかという御意見でござ いました。

これに対する論点・方向性でございますが、保育士や社会福祉士など有資格者であって も利用者支援事業に従事する場合については基本的には専門研修を受講してもらうという ことを考えております。

ただし、保育士につきましては、基本研修のカリキュラムの内容が保育士養成課程で履修する内容を含んでおりますので、この点から保育士資格を有する方については基本研修を免除してはどうかというものでございます。この点につきましては、資料4で改めて御説明させていただきたいと思います。

次ですが、フォローアップ研修と現任研修についてです。

フォローアップ研修と現任研修につきましては、親会のほうでイメージを示しておりまして、それに即した形で利用者事業と地域子育て支援事業のそれぞれについて考えております。これについても資料5で御説明させていただきたいと思います。

次に、シラバスにつきましてです。

全国で実施する場合に、研修内容の一定の質が担保する必要があるということから、シラバスの作成を検討する必要があるのではないかという御意見でございました。親会での御議論におきましても、ガイドラインを作成して研修の質を全国的に担保すると求められておりまして、このガイドラインにおいて、いわゆるここでいうシラバスについての要素

も盛り込むこととしてはどうかと考えております。

資料につきましては以上でございますけれども、本日の議事の進め方でございますが、 以上申し上げました本日の検討項目を3つに区切って御議論いただきたいと考えておりま す。

まず、1点目に、利用者支援事業の特定型に係る研修カリキュラム案についての御説明 と御議論というところ。

2つ目に、利用者支援事業の専門研修を受講するに当たっての実務経験の取り扱いと保育士免除の関係の保育士についての研修受講科目の免除についてというもので2つ目。

3点目で、フォローアップ研修と現任研修についてとシラバスの作成について、それぞれ御議論をいただきたいと思っております。

以上、今回の議事の確認と検討の方向性について御説明させていただきました。

○橋本座長 ありがとうございます。

事務局より、本日の議事の議論の検討の方向性についてお示しいただきましたが、その3つの論点の前に、ここで前回のワーキングチームを踏まえ、堤構成員及び奥山構成員から参考資料が提出されておりますので、堤構成員及び奥山構成員からそれぞれ御説明いただきたいと思います。

それでは、堤構成員のほうからお願いいたします。

○堤構成員 前回のワーキングチームの会議を受けまして、私、松戸市の代表として来ておりますので、職場に持ち帰りさまざまな職員、保健師、保育士等との意見交換をした中で、松戸市としての意見として提出させていただきました。

まず、地域子育て支援カリキュラムの部分だけなのですけれども、子育て支援の拠点事業についてはガイドラインがまずないという中で、市町村が運営しているという状況にあります。その中で、今回利用者支援事業がひろば型でもできるということもあり、そちらの事業がとても似ているというところもあり、どこまでが拠点であり、どこまでが利用者支援であるかということが市町村としてはとても不明確になってしまうところがあるので、そこをちゃんと役割や違いを具体的に記載する研修のプログラムとなったほうがいいのではないかなというところが意見としてあります。

拠点のスタッフであることと利用者支援の支援員であることが、求められている役割が違うので、そこを主体となる市町村がわかりやすくなるような内容にしていただきたいと思います。

拠点の職員がまずひろばに来てもらうこと、訪れやすいひろばであることと訪れやすい 人になることというのを主眼において松戸市は今までずっと拠点事業を運営してきました ので、そこを主眼に置いたカリキュラムを研修の中で十分にすることが必要ではないかと 考えます。

前回、カリキュラムの中のプログラムの意味がわかりづらいということで御説明いただいたのですが、私が持ち帰って職場でそれがうまく説明できなく、結局そのまま混乱して

しまったところがです。シラバスの中でうたっていただくこともいいと思うのですが、プログラムということをするのが新人の職員がやることではなく、拠点としてやることであるので、新人職員だけにここは求めるものではなく、現任研修やフォローアップ研修に持っていったほうがいいのではないかという意見です。

施設運営者がつくるものであると私は思っていて、新人職員が1人でプログラムは作成するものではないので、拠点の事業者への研修がない中で新人だけがこの研修を受けることはちょっと早いのかなというところです。

○橋本座長 ありがとうございました。

それでは、奥山構成員から資料の御説明をお願いいたします。

○奥山構成員 資料2-2「地域子育て支援におけるプログラムとは」ということで、私たちはプログラムという言葉を使っているので、違和感がなかったのですが、私自身も改めてプログラムということについて振り返ってみました。

びーのを14年前に立ち上げたときに、カナダの子育で支援というのを学んで、場づくりですとかその内容づくりの参考にしました。そこで言われるプログラムというのは、意図を持った構造的な一連の働きかけ、学習なのだと。親に向けての学習機会の提供なのだと理解しました。重要なのは、子育でひろばに来られている親御さんたちの現状に合わせて、意図的なプログラムをつくるということだろうと思いました。多分日本語だと講座のようなものが近いのだとは思うのですが、講座というと講師が一方的にお話しするイメージがあるので、そうではなくて、やはり主体的に保護者のほうが学べる、そういう環境をつくるということが大事だということを非常に主張されていたと思います。

例えば、食物アレルギーの子、これは1つの例です。お弁当の時間に、もうこんなことはあってはいけないのですけれども、何気なくお母さんがほかの子に食べさせてしまう、もしくは知らないうちによその子が食べてしまったみたいなことがもしもあったとしたら、それはアレルギーに配慮しなければいけないので、それはあってはならないことだと一方的にお伝えをするのではなくて、なぜそれがだめなのかということを親がきっちり学んでいくというためにどういうプログラムが必要だろうかとまずは考えるのだと思うのです。

その講座だとかプログラムをつくるときに必要なことは、食物アレルギーに関心のない人も参加できるとか、アレルギーを持つ子供の現状を知るとか、どのように危険かを知るとか、アレルギーを持つお子さんの親も、そうでない親も居心地が悪くならないようにとか、リラックスして敷居が高くないようなプログラムにするとか、専門性が高すぎず理解しやすいものにするとか、多分日々の振り返りやミーティングの中でスタッフがこういうことを言うと思うのです。

では、具体的にどうするということで、講師を頼むのかとか、専門家だけではなくて先輩のお母さん、いろいろ経験してきたお母さんの話を聞いたほうがいいのではないかということを持ち寄ってプログラムの内容を検討し、そしてチラシや通信で募集をかけて、そして終わった後には報告だとか感想を載せるというような一連の流れをつくると思います。

そして、実際に実施するときには、オープニングでリラックスをさせて、具体的にグループワークで気になることや講師の話を受けて学んだことなどを共有して発表したりして意見交換をして、終わった後にはティータイムを行ってクールダウン、そしてリラックスして次にこんなことをできたらいいよねという次回への予告も含めて一連のプログラムを修了する。

1回で終わらなさそうであれば2回目も考えていく。その結果、いろいろやったことへの検証・評価、共有ということをして、その後のひろばでの親子のやりとりだとか、そういったものの経過を見ていくというようなことで、保護者に向けての一連のプログラムが修了するということだろうと思います。

カナダのドロップインセンター、いわゆる子育てひろば、いつでも気軽に立ち寄れる場なのですけれども、ここでは子育て家庭に向けてさまざまな支援プログラムを行っていますが、つまるところ、親の養育力を高めることが狙いです。いわゆるエンパワーメントということで、今は赤ちゃんが家にやってきたとか、自分で離乳食をつくろうとか、いわゆる「ノーバディーズパーフェクト(完璧な人はいない)プログラム」というようなプログラムが日本にも広がってきました。 こんな立派なというか、この時間のかかるプログラムだけではなくても、本当に季節の行事、レクリエーションプログラムもある程度意図を持って実施していると思うのですけれども、やはりそこには子育て期の不安や孤立を乗り越えられるよう、親同士の出会いと仲間づくりを促進するという意図が必要です。そうでないと、もっと楽しいプログラムをもっとやってくださいという形になってしまうのだと思うのです。

わかりにくいのは、実は最初、特にお楽しみプログラムを入れずに、集まった親子の状況に合わせてゆったりと過ごす、いわゆるノンプログラムという考え方も紹介されました。 意図を持ったノンプログラムなのです。ただ見守っていますということではなくて、その日その日に集まった一期一会であるメンバー構成に配慮しながら、赤ちゃんが多い日もあれば大きい子が多い日もいる。そういった参加者同士のつながりを生んでいくという非常にスタッフの力量を試される、その日その日のプログラムというようなものになります。

お楽しみプログラムだけでは、もっと楽しいことをやってください、今度は何をやってくれるのですかとなりますので、そうではなくて、親を巻き込みながら、親同士がつながれるような意図的なプログラムづくりということで、家族のためにという視点だけではなくて、家族とともにというような観点で実施していくというようなことです。

カナダの子育て支援を学んだときは、やはりそうは言っても、この親たちの学びを促進するということが地域づくりと密接な関係があるのだという形で展開されていて、私たちもいつかそういう形で進められるといいなと思ったということがありました。

これはうちの「どろっぷ」の通信なのですけれども、実はもう一個のひろばのほうは本当にノンプログラムで、余りプログラムを入れないひろばです。その日その日、会った人たちの出会いを大切に過ごすというのが1つのひろばなのですが、この「どろっぷ」の後

ろのページを見ていただきますとカレンダーが入っておりまして、結構たくさんあるのですが、これもプログラムと呼んでいますが、見ていただくと、ここには非常に意図的なプログラムが入っておりまして、赤ちゃんのプログラム、これは年にもう3回クールで6回連続でやっていますけれども、3カ月、4カ月、第1子のお母さん向けの仲間づくりを意図した赤ちゃんプログラムなのですけれども、それといわゆるノーバディーズパーフェクトのNP講座です。それとおばあちゃん世代が参加する事業ですとか、双子ちゃん、三つ子ちゃんの会とか、防災ですとか、あとは外国人が来るとか、3.11を踏まえて、震災後、ここからここに集まってきている人たちのサロンですとか、お母さんたちと一緒に通信を折る事業ですとか、公立園との連携ですとか、保護者がママカフェをやるとか、ここには今言った一連の意図、目的があって、そして、毎月、もしくは2カ月に一遍あって検証しながら、私たちの意図がここできっちり目標を持ってやっているものがそれができているかどうかも検証しながら進めているというような内容になります。多分多くのひろばがそのような形でプログラムづくりをしているのではないかなと思っております。

以上です。

○橋本座長 ありがとうございました。

今、堤構成員と奥山構成員のほうからプログラムについて御説明、御意見をいただきましたが、論点としては、子育て支援におけるプログラムとは何かということと、そのプログラムを新人の方々が受ける研修の中で学ぶ必要があるのかということ。

もし、学ぶ必要があるとしたら、この地域子育て支援拠点事業の専門研修の中に、それをプログラムと呼んで研修を行うのかという、この3点かなと考えられましたが、この3点について、あるいはそれ以外について、ほかの構成員の方々から御意見、御感想などをいただきたいと思います。

同じように拠点事業にかかわっておられるかと思いますが、村上先生はいかがでしょうか。

○村上構成員 なかなか意図を持ったプログラムということで、意図というのは大事なことだと思うのですけれども、なかなか意図が難しいですね。個別に、例えば英語をやればいいとか、何とかをやればいいとか、総合的な意図はなかなか難しい。特に個別の感じに終わってしまうこともあるのではなかろうかと思いますので、明確な意図というのは、誰が意図というのを決めるのか。あるいはもし明確な意図がきちっと、有効な子育て支援がなされていければ、今までの案も子供の状況が悪くはなっていないはずなのです。社会的な背景がありながら、その状況の中で育っていくものですから、どうしても社会全体が変わっていかないと、その中で埋没して常識的な意図でやっていくと、結局劣化を助長してしまうというようなのもあるのではないかと思うのです。

意図というのがきちっとした裏づけられた意図というのでないと、なかなか意図があればその意図どおりということでもなかなかない。今、さまざまに行われているのは、みんなある意図を持ってされているのです。みんな脳科学を使ったりとか、心理学を使ったり

とか、でも、なかなかそれは社会として認知されていない。そういうのが難しいという感 じがします。

○橋本座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方はいかがでしょうか。

プログラムは運営者がつくるのではないかという御意見が堤構成員のほうからございま したが、田中構成員、いかがでしょうか。

○田中構成員 このプログラムの捉え方、言われたように非常に幅広く捉えられる可能性があると思います。そこを平準化したものがもし研修のカリキュラムだとすれば、どういう扱いをするかによって非常に、村上構成員もおっしゃったように難しいところだと思うのです。

現場で見ていますと、やはり意図を持っているのでしょうけれども、その意図がやはりなかなか、簡単に言ってしまうと、あるこういうひろば的なところで毎日タイムスケジュールが立って何の時間とかというようなところも例としてはあり得るわけです。でも、それは実施者側で多分それなりの意図を持っているのでしょうけれども、それは本当にそれでいいのかどうかというのは評価する側としては非常に難しいところがあると思いますし、それは地域性だの何だのということも出てきますので、そのあたりをどう研修としては捉えていくのかということがあるでしょうし、意見としては堤構成員がおっしゃられたように、プログラム、そういったもの自体は個人の、個人が何かをつくるというよりは、組織でつくる、考えるというものだろうとは思います。そういった要素も入れながら、ただ全く意図をしないようなことがそれぞれの資質のベースになってしまうと、そこはまた違う現象が起きるかなと考えながら、実際の現場でどう運用できる力にするかということが難しいかなと思います。

○橋本座長 どうぞ。

○奥山構成員 やはり研修をやっておりますと、ひろばの中でいろんなさまざまな母親たちのことについて心配だという声とかも聞こえてくるわけです。心配だという声に対して、例えば幼稚園選びでも何でもいいのです。そういうひろばの中で困りごと、どうしようとなったときに、振り返りをしながら、ではどうしようかという話だと思うのです。そのどうしようかといったときに、個別でやるのか、それとも講座のようなこういうプログラムをつくって解決していくのか。スタッフで振り返るのだと思うのです。

そういう意味では組織的にみんなで考えて、この迷っている保護者に何をどう伝えたらいいのかと。だけれども、それは一方的でないほうがきっといいだろうということで、では保育コンシェルジュさんを呼んで勉強会をやろうかと。先輩のお母さんを呼んで講座に参加してもらおうかと考えてプログラムはきっとつくっていくのだと思うのです。それは日々の振り返り、そして、では、そのためにどういうふうなものがあったらいいのかということの中でプログラムというものが出てくるのではないかと思うのです。だから、個人でというよりは組織で、その状況を踏まえて適切な内容を決めていくということではない

かなと思っているところです。

- ○橋本座長 堤構成員、今の御意見いかがでしょうか。
- ○堤構成員 うちは松戸市スタッフ養成講座といって、同じような講座をやって養成してひろばのスタッフとか児童クラブのスタッフとかになっていただいている方がいるのですが、やはりほとんどの方が40代後半から50代、60代、子育てが一段落した方、本当の子育て支援は何なのかというのがわからない中で、6時間、7時間の基礎研修と、この60分が3回でプログラムに入ってしまうということは、多分理解ができない状況、現場も知らない。ひろばは何なのかという、ひろばの実技演習もない中で、その中で多分想像もつかないのだと思います。その中でプログラムまで持っていってしまうことが、本当にただのイベントという感覚の認識でしかない。このままプログラム演習をしてしまうのが心配なところです。保育とかは想像ができると思うのですが、利用者支援と地域拠点のところの研修はすごく難しいと思っていまして、だから、私は現任かフォローアップでちゃんとやるほうが、1年、2年ちゃんと現場を踏んで、いろんな課題があることを認識した上で、こういうプログラムづくりが必要なのだと思ってからやったほうがいいかなと思います。
- ○橋本座長 奥山構成員はいかがですか。
- ○奥山構成員 実は昨年から学生さんも含めて、プログラムづくりも入った研修をやらせ ていただいたのですけれども、それはこういう先ほどお見せしたカレンダー、それを7月 のカレンダーをつくろうということだったのですけれども、例えば夏休みなので幼稚園の 子供なども利用が少しふだんのひろばの利用に比べて大きい子がふえてきているだとか、 夏なので水遊びの要望があるとか、そういう状況を3行ぐらい書いて、7月のカレンダー はどんなカレンダーだったらいいでしょうかということでカレンダーづくりをしていただ いたのですが、そこもグループワークで、子育て支援をやっている方、それから学生さん で全くそういうカレンダーもつくったことがないような方だったのですけれども、一緒に 作業していただいたところ、やはり水遊びの日を年齢別につくろうとか、大きい子たちに 向けて、ひろばでおさまらない子供たちが近くに公園に遊びに行くプログラムをつくろう とかいろんなアイデアが出まして、意外とそのあたりは自分たちでいろいろ考えて、今は 自分たちのイメージでつくるということだとは思うのですけれども、そうやってつくるこ とができたので、また、現任のスタッフは、今申し上げたとおり、ひろばの様子を見て、 また新たに必要な内容、講座、プログラムというのをつくっていくと思いますので、どう なのでしょうか。そのあたり、いろんなグループがつくったプログラムを少し見て歩く時 間などもつくったのですけれども、つくれないわけではない、だけれども、確かに構成メ ンバーで、こんなお楽しみプログラムをたくさん入れなければいけないのだという、刷り 込みにならないように配慮が必要だという御意見もよくわかるところです。
- ○橋本座長 どうぞ。
- ○村上構成員 現在やられている内容ですね。ひろばに来られている方とか、いろんな利 用者の方が実際にやっていること。利用者支援事業というのは、もっと広くコミュニティ

ワークみたいな、今までになかった部分、今までやっていることはそれでいいから、今まで取り組めていなかった部分を今回新たに広域的なものとか、そういうふうなイメージでやっていかないと、同じような今までやった現任研修をまた同じようにしてやってしまえばもったいないなという気がするのです。今まではコミュニティワークとかのイメージが今までありませんでしたので、今までひろばとか支援センターでなかった、もう一歩踏み込んだものが研修の中に入っていけばいいなとは希望しています。

○橋本座長 ありがとうございます。

村上構成員がおっしゃってくださったのは、利用者支援事業の研修でという。

- ○村上構成員 全部を含めて新たに。
- ○橋本座長 ありがとうございます。

今、それぞれの構成員の御意見を伺っていますと、プログラムが何かということは置いておいたとしても、スタッフの方々が一定の目的あるいは意図を共通に認識して、そして利用者の方に働きかけている、また一定の枠組みを持って働きかけていくことが必要で、組織的な取り組みなのだということは共有されていたかと思います。それを誰がつくるかというところで実践者なのか、運営者なのかという意見の違いはあったかと思うのですけれども、組織的な取り組みだということは共通点が見出せたかなと思います。

1つ、堤構成員からは、新人の研修の場合は、その取り組みを想像ができないのではないかということを御指摘をいただきました。ただ、拠点事業実施要綱に示される4つの基本事業の中に、講座の実施というのが入っておりまして、それは新人であろうと、もう経験年数の多い実践者であろうと、実践の中に入らなくてはいけないということは変わりないと思います。プログラムを新人の方がつくられるかどうかということはすぐには無理にしても、そういう前任者がつくったプログラムに入って一緒に活動していくということは、もう勤めた翌日から求められるということです。事前にプログラムとは何か、あるいはそれがどうやってつくられるものなのかということの理解というのは必要ではないかと私は考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○奥山構成員 やはりひろば事業は最初始まったときに、すごく人を集めなくてはいけないので、お楽しみプログラムをたくさん入れて集客をするというような、そういうことの是非がすごく言われた時期がありました。そうなると、どんどん参加すると帰りに、例えば七夕のときだったら、たくさん七夕飾りをつくって、お土産までついて持って帰るみたいな、確かに楽しいのだけれども、本当であればそういうことがなくても来られる、居場所になってくるというところがひろばのよさだと思うので、来るきっかけとしてやるということはいいのだと思うのですが、そういう行事のときしか人が来ないというのはひろばの役割としては違うのではないかというような話が何度もありました。

ですから、ここで私も何度も強調させていただいたのは、よく言われるお客さんにする のではなくて、ここが皆さんの居場所なのだよと、日常の生活の場、そういう場なのだよ ということをお伝えするために、同じ七夕のお祝いをやるにしてもやり方がきっと違うの だろうねと。そこを意図的にやると、本当に絵本を読んだり、七夕に見立てて何かみんなでつくってみるとか、やり方が少し変わってくるということがあると思います。そこにプログラムに対してみんながどういう思いでそれをつくるかということが込められたものがあると思うので、その趣旨の部分だけでも御理解いただくだけでも随分違うのかなと思いました。

○橋本座長 ありがとうございます。

その点に関しては、堤構成員も御提出いただいた資料2-1の真ん中あたりの段落のところで、地域子育て支援事業の支援者は、まず、安心できる存在としてのスキルやパーソナリティを身につけるということを言っていただいています。ここで堤構成員が御提案してくださっているスキルというのは、個別のかかわりということかと思うのですが、プログラムの中でそのスキルを提供することになります。プログラムの枠組みを理解しながら、その中で個別に安心できる対応をしていくことが求められると思うのです。なので、その枠組みをまず理解しておくということは、ひろば全体で安心できる場を提供していくためには必要なことかなと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

- ○堤構成員 今もお話を伺っていると理解ができて、その位置づけの中でプログラムとあるとわかるのですが、これだけが見えてしまうと、市の職員はイベントやったり講座やったり、何か回しておけばいいのだとなってしまうので、そこをうまく伝えていく手段を持たないと、講演、講座をやってくれとかということで終わってしまうのがとても危惧していることでこういうことを書いたのです。
- ○橋本座長 ありがとうございます。
- ○堤構成員 ひろばのスタッフはやっていっているので理解ができるのですが、職員はかわりますので、本当にただの素人さんがというか、職員なので。
- ○奥山構成員 職員研修も必要なのですね。
- ○堤構成員 そうなってしまわないように、市町村によってはここで何かイベントをやればいいのだなとなってしまうことが怖いかなというところです。
- ○橋本座長 十分な御指摘をいただいたと思います。やはり研修を実施されるのは市町村ですので、市町村の担当の方がそこを理解していただいて研修を組み立てていただけるように、奥山構成員が御提案いただいた内容がしっかり反映されるように研修をしていただけるような、前回もありましたけれども、シラバスなりガイドラインなりの中に書き込んでいくということは重要かなと思います。
- ○奥山構成員 私も堤構成員の話を聞いて、いきなりプログラムだとわかりにくいのであれば、4要綱、基本4事業に即して説明がいいのでしょうね。
- ○堤構成員 そちらのほうが多分理解がしやすい。先生のおっしゃった4事業の講座だと 皆さんとすとんと落ちる。
- ○奥山構成員 なので4事業の基本講座として、その講座づくりの考え方みたいなものを

きっちり入れ込んでいくというほうがいいのかもしれないですね。

○橋本座長 研修の組み立て方として基本事業を柱とした組み立て方にする。内容は先ほ ど奥山構成員や堤構成員が御説明いただいたような安心できるような場づくりということ を目的としてシラバスをしっかりつくっていくということですね。

先ほど村上構成員が、意図はそれぞれ違うので、みんなそれぞれがよかれと思って実施しているけれども、なかなかうまくいかないと言われていました。ニーズということがよく現場で言われますけれども、利用者のニーズというものをどうとらえてどう拾っていくかというところがきっと村上構成員の言われていることとも共通するのかと思います。

本当にそれが親御さんのニーズなのかどうかというところを見極めるところからこのひろばの実践を始めていくという、その最初のことを理解できる研修にしていく必要があるのかと感じました。

堤構成員の御提案から、すごく重要な点を議論できたかと思います。この点に関しまして、先ほど堤構成員からお話しいただきましたように、まずは拠点事業の基本の4事業を柱にして研修を組み立てるということ。その中に奥山構成員あるいは渡辺構成員が提案してくださったプログラムづくり、その中でおっしゃられていた趣旨を盛り込んでいくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、利用者支援事業特定型にかかわる研修カリキュラムの検討に移りたいと思います。 事務局から御説明をお願いいたします。

〇鈴木少子化対策企画室長補佐 それでは、利用者支援事業の特定型に係る研修カリキュラムの案につきまして説明させていただきます。

資料3をごらんください。

1ページ目でございます。

まず、研修の目的とそもそも科目の考え方から整理をしてみました。まずは研修の目的でございますが、特定型に従事する職員に必要な基礎的な知識や技術について習得して、資質を確保することを目的とするのが研修の目的である。科目の考え方につきましては、特定型につきましては、利用者支援の機能の一部が保育の分野に特化してもよいことですとか、地域連携機能につきましては、行政がその機能を果たすこととして必ずしも実施要件になっていないとしておりまして、基本型と比べて業務内容は限定されております。

よって、特定型の場合であっても、中心となる援助方法は相談支援といった間接的な支援でございますので、利用者支援の機能を実施する上では必要となる研修でございます。 この部分については基本型と同じであるが、地域連携の機能までは必ずしも求めていないということが整理されております。

矢印の下でございますが、第1回のワーキングでお示し、提示させていただきました研修カリキュラムの中から、地域連携に係る科目について省略したものを特定型の研修カリキュラムとして位置づけてはどうかと整理してみました。

研修を整理したものが次ページ以降にあるのですけれども、検討点としまして2つ考え

ております。

まず、整理したものについて、保育に関する機能に特化したものが入っていないので、 新たにそういったものを追加する必要があるのかというのが1点目。

2点目としまして、特定型の場合でも省略した地域連携の部分について最低限学ぶべき ものがあるのかどうかということが検討点として論点として整理しております。

2ページが特定型として整理したものです。ベースに書いてあるものは基本型のものでございまして、こちらの中から赤枠でくくったものが特定型のものとして整理したいと事務局案で考えたものです。全部で5科目、5.5時間のものでございますけれども、まず講義としまして利用者支援事業の概要について学ぶ科目、2番目で講義としまして、利用者支援の専門員に求められる基本的姿勢と倫理について学ぶ科目。次、3点目で講義または演習として、記録の取り扱いついて学ぶ科目。次、4点目で演習としまして、事例分析Iでジェノグラムとエコマップを活用したアセスメントについて学ぶ科目。最後、講義としてまとめで全体を再確認するという科目を整理しております。

3ページ目でございますけれども、こちらに参考としまして横浜市で行われているコンシェルジュの研修スケジュールの項目をつけております。全部で11項目ありまして、この中で例えば6番、7番、8番などが保育の関係で特化したものになっているのかなと考えております。

次、参考で4ページ目でございますけれども、ここに利用者支援事業の実施要綱の抜粋をつけておりまして、業務内容について整理しております。全部で4項目あって、これらにかなうような研修内容になる必要があるのかと思っております。

説明のほうは以上でございます。

○橋本座長 ありがとうございました。

特定型は横浜市で実施されている保育コンシェルジュの新任研修の科目を掲載していただいておりましたが、田中構成員から特段補足等がありましたら御発言をお願いいたします。

〇田中構成員 横浜市の保育コンシェルジュは本当に特定型以上に保育に特化しているというところが特徴だと思っております。我々の必要性から出していますので、もしかすると、いわゆる特定型よりも非常に範囲が狭まった内容になっていると御理解いただいたほうがいいのではないかと思っています。

いずれにしても、利用者支援を行うに当たっては、横浜市の場合、保育支援が一定程度 出てこないと対応できないというところがそもそものベースにあろうかと思っておりまし て、認可保育所以外にも多様な保育支援を用意した上でこういう研修を行いながらやって きたというところです。

そういう意味では、1つは入り口のところの部分の利用者支援が1つの特徴としてサービスの詳細であるとか、ニーズに合った保育資源の紹介を考えるというところが、8番までがそういったことになってくると思いますし、もう一つの横浜市の特徴は、やはりフォ

ローアップというところが特徴ですので、それは保育資源、保育に特化しているというところもありますが、その上で認可保育所の入所というところに特化している、フォローということになっています。そういう意味では、余り特定型といっても個別支援も深い個別支援を想定している研修にはなっていない。現場ではいわゆる区役所の福祉部門と保健部門の窓口と一緒のところにおりますので、そこのところは逆に市の職員が一体的に対応するということになっていますので、ある意味では難しい案件が生じたときには切りかわるというところが業務の分担として行っていますので、この研修の位置づけということではそういうような形で見ていただければとは思います。

○橋本座長 ありがとうございました。

今の御説明を踏まえまして、11時5分ぐらいをめどに御議論いただきたいと思います。 御発言ある方は挙手をお願いいたします。

村上構成員、どうぞ。

○村上構成員 いろいろ特定型とか業務によって要らないものはしないという考え方はとても合理的だと思いますけれども、反対に特定型の支援員とか一般型の支援員とか、支援員もさまざまな人があって、では特定型を受けた人は一般型をまた受けなければいけないとか、こんがらがってくると思うのです。だから、私たちは女性の仕事の場とか、そういう支援員をたくさんふやすということであれば、もう一本化して、たくさんの人をそういうふうなマインドを持った人を、ちょっと大変かもしれないけれども、減らすよりも多いのを受けてたくさん同じ支援員がふえてくるというのが必要なことなのかなと思います。

もちろん、いろんな形をしてしまうと支援員ということは広がらないのではないかと思う。特定型の支援員さんとか、講釈つきの支援員になってしまいますので、私は支援員をたくさん養成するためには同じようなカリキュラムで養成するのが今必要なことなのかなという気がしています。プラスすることは必要であっても、減らすことは余り必要ないかなと思っています。

- ○橋本座長 ありがとうございました。 堤構成員、いかがですか。
- ○堤構成員 特定型は一般型に加えるイメージですか。
- ○鈴木少子化対策企画室長補佐 2ページ目にある全部で9項目ですけれども、これは基本型がベースになっていまして、そこから赤いところを抽出する。赤いところを抜き出して特定型にするというものです。
- ○堤構成員 特定型の人は赤いところだけを受けるのですか。
- ○鈴木少子化対策企画室長補佐 はい。5科目で5.5時間ということを考えているものです。
- ○橋本座長 前回、横浜市の齋藤さんのほうから、特定型に関しては基本型とは別途研修 が必要ではないかという御提案をいただいて、それで確認をさせていただいたので今回事 務局のほうからこのように資料を提出していただいているということなのです。この赤い ところは、これからこのWTで検討するということを事務局案として御提案いただいている

ということです。

- ○堤構成員 2ページと3ページは多分全然違うイメージ。横浜市さんの研修は市の職員 しかできないので、これに組み込むことができないので、また別研修が必要になってしま うのかなというイメージがあります。
- ○橋本座長 基本型をベースにするのではなくて、特定型のものを別途つくる。
- ○堤構成員 保育コンシェルジュとしての利用者支援員になると多分別項目で横浜市さん みたいにつくらないとできないのかなと。これとは別物でないとできないのかなというイ メージがあります。
- ○橋本座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。
- ○奥山構成員 今の話を聞いていても、やはり自治体によって違うという可能性がありますね。ですので、特定型のカリキュラムというのは、汎用性の高い日本全国で、ここで書いているように概要の話ですとか、対人援助の基本的な部分ですとか、倫理ですとか、そういうお話を聞くというところの基本的な姿勢のところですね。それから、多分何か記録はとらなければいけないのだとすると、記録をとるというようなことだとか、そういう本当に基本的なところを学んだ上で、各自治体がその特定型でその方にやっていただきたいところは、また、さらに各市町村さんがきっと横浜市のようにプラスしてやるというイメージなのかなと思いました。ですので、ここで言うところの国が決める特定型の講座というのは、ある程度汎用性があるものに絞り込むということだと思いますので、ジェノグラム、エコマップのところも多分記録のとり方と連動しながら、その記録の中に少し書き込めるぐらいの、そんなに難しいものではないものなのかなというイメージとは思ったのですけれども、そのあたり、どうでしょうね。
- ○橋本座長 ありがとうございます。

今の御意見は、各市町村の地域性に応じて市町村が組み立てていけるように汎用性のあるものにしておくという、その枠組みだけつくっておくということですね。

この基本型の研修のほうは私のほうがある程度整理をさせていただいたのですけれども、 今、事務局案として赤でくくっていただいているところで、まず1番目の利用者支援事業 の概要というのは、横浜市の保育コンシェルジュとはとか、待機児童についてというとこ ろと内容はコンシェルジュと利用者支援事業は違うのですけれども、制度の概要というこ とでは同じかと思います。

あと、やはり保育に関する内容が足りないのではないかということで事務局のほうからお話がありましたが、横浜市のほうは保育サービスの調整に限定されているので保育の内容が多くなっているという御説明だったと思います。特定型がやはり保育サービスの醸成を主とする内容になっていくということであれば、例えば、基本型の6番目の演習、事例分析、ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメントというところは、そういう保育サービスに特化して、自身が勤める市町村の保育サービスの説明をするようなワークを入

れることに変えられるのではないかなと思います。

あと4番目の講義の利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理というところは、倫理に関しては、特定型であろうと、基本型であろうと、守秘義務ということは最初の研修で押さえておく必要はあるのかなと思うので、個人情報と守秘義務ということは内容的には共通して入れておいてもというか、むしろ必要なことであろうと思います。あとの支援における基本原則と特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項というところ、先ほど田中構成員の御説明では、横浜市ではそういう相談になるような、その手前のところでほかの専門の窓口に紹介をしているということで、このような内容は研修では入れられていないということでよろしいのでしょうか。

- ○田中構成員 はい。
- ○橋本座長 そこをどういうふうに特定型では考えて入れるのか、入れないのかというと ころの検討が必要かと思います。

あと④の講義の利用者支援専門員の役割というところは、横浜市さんで挙げてくださっている保育コンシェルジュとはの中身の一部がここに来るということですね。制度全体のところは上の②の講義と関係していて、その人がどういう役割を果たすかというところが基本型の④の講義の1点目の利用者支援専門員の役割というところになりますね。

どうでしょうか。支援の基本原則みたいなところは特定型で必要かどうかということな のです。

あともう一点は、保育サービスそのものの資源の内容ですね。そこが紹介の仕方ということは演習として⑥のところに入れかえて入れることがあるとしても、市町村の保育サービス、その資源を把握するいとうところですね。

○田中構成員 そこは保育コンシェルジュが足で稼いでくることにしていますので、いわゆるホームページ等での情報ではなくて、次に紹介することを想定すると、1つは顔をつなぐ環境をつくらないとだめということと、生の、生きた情報をとってくるには訪問をしてとってくるということをしています。そこは研修の中にもそういうことが表面上では入っていませんけれども、そういう活動をするということも支援員の中に入れていまして、それは単に公的サービスだけではなくて、いろいろな園が独自に取り組んでいるものとか、そういうものも自分のエリアについては行うことにしています。

そこのところはもしかすると、そこが少し地域資源の発掘だとか把握だとかというところと少しダブるところもあったのですけれども、そういった動きは公的なサービス以外にもつかみながら利用者支援に個別のニーズに合ったものをここに足していくということになりますので、情報を待っているだけでこの仕事が進められるか、事業ができるかというとそうではないとは思っています。そこのところをもしできれば意識として植えつけられたほうがいいのではないかと。

ただ、実際にはそれぞれ自治体によって市町村、いわゆる町村と市と政令市と中核市というのはそれぞれ置いている職種や何かも違いますので、全体の自治体の組織も違ってい

るものですから、そこの役割分担の中でやれる部分もあろうかと思うのです。ですから、 いずれにしても資源の情報をつかむという、地域の情報をつかむということは必要なこと だなと、特定型でも必要なことかなと。

○橋本座長 ありがとうございます。

田中構成員の御意見を伺うと、基本型のところでいうところの③の地域資源の概要のと ころが保育のサービスの内容に特化して把握していくということになるかと思いました。

そして、その中で1つは市町村の保育サービスの資源を自分で把握するということ、それから、例えば研修の中で把握してきたものを他者に紹介するというワークなりを行うという、そういう形のものがあると実際に特定型のときに機能しやすいと考えましたが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○竹林少子化対策企画室長 済みません、本来余り事務局のほうからはあれだと思うのですけれども、いろいろ皆さんのお話をお聞きしていて。

まず、最初に村上先生のほうから余り複雑な仕組みにしないで単一にしたほうがいいのではないかというお話もあったのですけれども、もともと利用者支援事業、基本型と特定型という2類型をつくるときの議論からもさかのぼりますけれども、もともと基本型のほうは例えば拠点事業のリーダーみたいな感じの人をイメージしてできてきたものだし、特定型のほうはまさに横浜で地方単独事業として実施されている保育コンシェルジュ、これは行政機能の補完、単純に言うとそういうような部分もあって、大分必要とされる資質も違えば、そこで実際にやっている業務の内容も違うということになると、それが出発点でもともと事業類型も分けなければというところから来たということを考えると、なかなか研修を1つの枠組みに完全にしてしまうのは難しいのではないかというところが出発点だったのと、あと今日も何人かの方々がおっしゃっていましたけれども、そうであればこそ、特定型というのはそれぞれの実施する市町村によってどういう役割を支援員の方に期待するのか、あるいは行政のほかの部署との役割分担をどうするのかというのがかなり違う。

国としては、本当に国策として進めている待機児童解消に役立っていただくような方々だから国が財政負担をする意味もあると考えている。基本的には保育サービスだと思っておりますけれども、それでも保育サービスの資源自体が自治体によって全然違うわけだし、ほかの市の部署との役割分担というのも変わってくるだろうから、そういう意味ではもともと研修というのも国のほうで特定型の研修内容はこれですよと決めたもので過不足なく全部やるというのはもともと無理だと思っているのです。ただ、そうは言っても国の事業として一応法制度化して、補助金も国の運営費についても国が出すということになると、全く研修カリキュラムの内容が自治体によって100%違っていて何も関与しませんというわけにもいかないし、支援員という性格そのものもある程度全国通用性のあるものというのが出発点ですから、そうすると、必要最小限、いろんな多様性がある中でも、この事業コンセプトに合うところについては必ず学んでいただかなければいけないと思われるもの、

仮にそれが各市で今やっていないものだとしても、この部分ぐらいはやっていただくこと について各市の納得が得られそうなものは抽出して、その上で我が市でやる分にはここは 足りないよというところは足していただくというような感じで運用せざるを得ないのかな と事務方としては思っているところなのです。

横浜市さんのこれも項目が11項目あって、実際何分くらいかけてそれぞれされているのかというのがよくわからないのですけれども、多分ある程度時間がかかっていますね。

- ○田中構成員 そうですね。この項目を基本的に1日で。
- ○竹林少子化対策企画室長 1日でやっているということですね。例えばなのですけれど も、私もお話を聞いていて、事務局案では③地域資源の概要を赤字から外していますが、
- ③みたいなものをその地域、特に保育資源に特化してやるということなのかなと思いながら、例えばこれが60分と書いてあるので、60分しかやってはいけないというわけではなくて、最低としては60分だけれども、例えば各自治体の判断でこういう部分をさらに追加で2時間、3時間していただくのは当然増やす分には何の問題もないということなのかなと。

逆にいうと、そういう必要最小限という範囲から考えたときに、今、我々が赤字でくくっているようなものの中で、こういうのは重要ではあるけれども、この事業に手を挙げる全自治体にお願いするほどのことではないのではないかというのがあればそこを御指摘いただいて、さらに削っていくというようなことも必要かと思いますので、そのように座長も進めていただいていたとは思うのですけれども、私たちもそういう発想で、特定型はもともと難しくて、自治体の多様性があるものに対して、あるいは役割がそれぞれ違うものに対して国が補助金を出すというような制度である、もともとの難しさがあるものですから、そういう組み立てをせざるを得なかったということを御紹介したいと思います。

○橋本座長 ありがとうございました。

奥山構成員、どうぞ。

- ○奥山構成員 そうしたら、やはり3番のところは入れていただいて、例えば5番、6番のところは合わせて60分ぐらいにするとか、皆さんの話を聞いていると、そういう感じのイメージかなと。
- ○橋本座長 整理をしますと、一番上の②の講義のところはこの制度の概要、特定型の役割などのお話ということと、保育サービスの制度の内容ということですね。③の講義のところに保育サービスの市町村が行っているもう少し具体的な内容ということですね。

後でご検討していただければと思いますけれども、先ほど田中構成員より提案いただいた、実際にその資源を見に行くということを入れていくのかどうかというところ。

④の利用者支援に求められる基本姿勢と倫理。倫理のところは個人情報の保護と守秘義務に関しては必ず入れないといけないということです。それと、特定型の利用者支援専門員がどういう役割を果たすのかというところも必要であろうと。ただ、基本的な姿勢というところ、こちらは相談援助のところで必要になるところで、そこを全国的な研修の中に、内容の中に入れていく必要があるかということ。

5番、6番に関しては、奥山構成員が先ほどまとめた60分でいいのではないかという話をしてくださいましたが、記録はその市町村の記録の方式でということですね。6番目はジェノグラムとエコマップに書いて、もしワークをするとすれば、それぞれ市町村の保育サービスを説明してみるみたいなワークを入れるとしたら変えて入れてはどうかという内容だったと思います。

今の御意見の中で残っているところは、その基本姿勢のところをどうするかということ。 それから、地域に出かけていって資源を確認するというワークや、あるいはその資源を説明するというワークを演習として入れるかどうかというところですね。いかがでしょうか。 〇田中構成員 資源を現場に行って行うようなワークというのは時間の関係もありますし、 そういうことを確保するということ自体は非常に難しいと思うのです。現実はそういう活動をする必要があるという理解をしてもらって動けばいいということで、実際にはもう本当に具体的に現場で、のJTでかかわりを持つような形でないとそこは難しいことだと思います。研修の中でわざわざ実地的な演習までは必要ないかなと思います。

○橋本座長 ありがとうございます。

では、今の御意見ですと、地域資源のところで保育サービスの内容について講義形式あるいは簡単な演習形式で確認はするけれども、そのときに実際にこの研修が終わってから各資源を自分で確認する必要がありますよというようなことをお伝えして終わっておくということですね。ここに関してはその方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

基本原則に関してと、最初のワークのところなのですけれども、もしワークが必要だということであれば、6番は改めて枠組みをつくるというよりは、3番の保育サービスの資源の確認のところの中に資源を照会するワークを盛り込んでおくということも1つ案としてあるのではないかと思います。

堤構成員、村上構成員、いかがでしょうか。

- ○村上構成員 ずっと今までの議論の積み重ねがありますので、また戻るわけにいきませんので、大体そんなところでしょうかね。
- ○橋本座長 基本原則などは、村上構成員はどう考えられますか。特定型でも入れておいたほうがいいのか、特定型の場合は、それは必要ないかということですが。
- ○村上構成員 よほどたくさんになればいいけれども、基本的なところは入れたほうが、 少なくしないというのは簡単なのですけれども、しておけばそれだけあれになりますので、 削るだけがいいのではないのかな。これが2日、3日になるというのなら変ですけれども、 1日、例えば5.5時間が6.5時間になるとか、5.5時間が4時間になるとか、その減るという のは余り必要ないのかなと思うのです。
- ○橋本座長 ありがとうございます。 堤構成員はいかがでしょうか。
- ○堤構成員 やはり個人個人の関係になるので、この基本原則は入れたほうがいいと思います。

- ○橋本座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- ○奥山構成員 利用者支援は、相談する人たちにとって敷居が低いということがすごく大事だということですので、何よりもその部分に力を入れていただいたほうがいいのかなと思いました。
- ○橋本座長 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど整理させていただきましたように、基本型の資料で確認しますけれども、②の講義のところ、事業の概要、制度の説明ということ、③は保育資源に限定して確認をするということ。④の利用者支援の役割、そして基本原則のところ。そして、個人情報と守秘義務は入れるということ。記録は、細かな内容はともかくとして、各市町村でそれぞれの方式で説明をしていただくというようなものを入れておくということでよろしいでしょうか。

ワークは、保育資源のところで資源の確認とあわせて、簡単なワークで行うということではいかがでしょうか。それは決してそれを十分だということではなくて、先ほど室長からも話がありましたように、これは最低限のものですので、それを各市町村で必要に応じて膨らませてやっていただくということでよろしいでしょうか。

では、特定型の研修カリキュラムに関しましては、このような方向で進めさせていただ きたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に利用者支援事業の専門研修を受講するに当たっての実務経験の取り扱い について及び保育士についての研修受講科目の免除についての2つの論点について検討し たいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室長補佐 それでは、まず利用者支援事業の専門研修の受講に関する実務経験の取り扱いでございますが、こちらについては個別の資料は御用意していませんので、資料1をお手元にお願いいたします。

資料1の1ページ目でございますけれども、下の項目でございます。基本型に従事する場合にはある程度実務経験が必要ではないかというもので、繰り返しになりますけれども、御紹介しますと、特定型については実務経験なしでも可と考えておりまして、基本型について実務経験を課す。この場合の実務経験については、従事した業務内容によりまして質も内容もさまざまでございますので、一律に期間、勤務経験年数等を定めるのは難しい。とは言っても、実際勤務経験、従事した経験が極端に短い場合には質を担保することができないと考えますので、期間の下限を決めまして、それ以上の期間を設定する場合については自治体の裁量としてはどうかというものでございます。

例えば地域子育て支援拠点事業などの相談事業に従事した場合には、1年以上で自治体が定める期間、従事した者としてはどうかということでございます。1年以上という考え方につきましては、1年間通しでそれぞれの事業に少なからず携わるだろうということで1年という期間を提案させていただいております。

続きまして、保育士の研修受講免除についてでございます。こちらについては資料4を お手元にお願いいたします。表紙をめくっていただきまして1ページ目で考え方を整理し ております。

基本研修につきましては、主として保育士養成課程等で履修内容に含まれる内容となっておりまして、これにつきましては主な業務の内容が保育関連に従事することとしてありますので、このような研修内容となっております。

地域子育で支援のコースの事業につきましても、特に利用者支援事業につきましては、 そのつなぎ先としまして家庭的保育など保育が対象となることから、事業を円滑に実施す る観点から、保育等の直接処遇を行う事業の知識についても必要と考えまして、原則とし て基本研修を受講していただきたいと考えております。

ただし、この地域子育て支援コースの事業、利用者支援事業ですとか、拠点事業については、他のコースの事業と比べまして、他の事業は直接保育の処遇をすることになりますけれども、このコースにつきましては保育等の直接処遇は行わない。むしろ相談支援ですとかソーシャルワーク的な事業であることから、保育士資格を有する者については基本研修の受講を免除することとしてはどうかと考えております。

※印にありますように、ただし、専門研修につきましては、2事業、利用者支援事業であったり、拠点事業についても特有のカリキュラムを学ぶということから、保育士であっても免除規定は設けないということを考えております。

この取り扱いについては、矢印の下でございますが基本研修に係る取り扱いになりますので、親会のほうに諮ることとして、その際には他のコースの横並び、調整がございますので、全体の整合性を図るように基本研修、親会のほうで議論するということを考えてはどうかと思っております。

1ページをおめくりいただきまして2ページ目に、他のワーキングチームでの検討状況を整理しております。

最初に地域保育コースでございます。実は地域保育コースのほうでも議論されておりまして、現行の家庭的保育につきましては、家庭的保育の補助者であっても、保育士資格を持っていても補助者になる場合には基礎研修を履修するということは求めておりますけれども、今回の子育て支援員研修におきましては、必要な研修カリキュラムにつきましては、それぞれ専門研修の中の学ぶということから、保育士資格を持っている方については基本研修の履修を要件としないという整理を今検討しております。

次に、放課後児童コースでございますけれども、放課後児童支援員の認定資格につきましては、既に保育士等について研修科目の一部を免除するという整理をしております。専門研修につきましても、当該科目、「子供の発達と理解と児童期(6歳~12歳)の生活と発達」が含まれているのですけれども、もともと保育資士格を有する方が放課後児童クラブの補助員(子育て支援員)として従事することを想定しておりませんということで、特段、免除規定は設けていなくて、資格を有する方、保育士さんについては基本的には放課

後児童支援員として従事することを想定しているというところで、現在、特段資格につい ての整理は行っていないというところでございます。

次に、社会的養護コースでございますけれども、こちらも保育士資格を持った方につきましては、補助的な職員ではなくて、むしろ中心的な役割の職員として従事することを想定しております。このことから、特段基本研修、専門研修について免除するということは考えていないのですけれども、な事業内容、研修内容が専門的なものになる部分もございますので、保育士資格を有する方であっても受講は妨げないということで現在整理を考えるところです。ただし、全体の児童福祉資格、保育士資格だけではなくて、児童福祉に関する資格の取り扱いについては、今後ワーキングで検討していきたいと考えているところでございます。

次、3ページ目ですが、論点です。こちらにつきまして、保育士だけではなくて社会福祉士ですとか、その他の有資格者についても免除の対象とするのかどうかということでございます。検討の視点といたしましては、保育士以外の有資格者の場合は、基本研修または専門研修の一部の科目については既に資格を取得する際に履修している部分があるということも考えられます。そうしますと、科目の一部のみ免除となってしまうことが考えられまして、それが受講者の負担軽減になるのか。例えば受講時間ですとか受講料等にかかわってきますので、負担軽減になるのかというのが視点の1つとして考えられます。

さらに、研修事業を実施する際に、資格ごとに一部免除としてしまいますと、研修を実施する際の事務的な煩雑さ、基本的には1日、2日の研修でございますので、その中から資格者に応じてある時間は授業を受講していなくていいとかそういったことを考えますと、事務的な煩雑さを考えてどうかということの整理でございます。

次、4ページ目でございます。こちらについては細かいのですけれども、基本研修のカリキュラムの保育士養成課程の関係の大まかな対応関係を整理しております。それぞれ左側に基本研修のカリキュラムを色分けで整理しておりまして、対応関係を整理しております。基本的には保育士養成課程の中にほぼ含まれているという内容になっております。

次、5ページ目でございますが、これは先ほどの論点ともかかわるのですけれども、現在の利用者支援事業の職員の従事の要件でございます。職員配置につきましては、まずは医療や教育、こういった資格を持っている方。次に、地方自治体が実施する研修を修了した方。さらに3つ目としまして、育児・保育に関する相談について知識・経験を有している方と市町村長が認めた者となっておりまして、実務経験ですとか研修の要件について現在は課していないところでございます。

説明は以上でございます。

○橋本座長 ありがとうございました。

では、2点、今、御説明いただきましたけれども、1点目の利用者支援事業の専門研修を受講するに当たっての実務経験の取り扱いのほうについて先に御議論をお願いしたいと思います。大体両方で40分ぐらいまで御議論をお願いしたいと思います。

まず、実務経験の免除についてですね。

奥山構成員、どうぞ。

○奥山構成員 1年以上ということの1年と言ったときに、基本的には地域子育て支援拠点事業は週3日以上ということですので、そのぐらいのところで3日以上の拠点で1年以上というような枠組みということですね。

地域子育て支援拠点事業などということで「など」が入ってはいるのですけれども、おおむねそのぐらいの捉えですよねということがとらえられればいいのかなと思いました。

1年というのはほかにも何か似たようなのがあるのでしょうか。根拠になるようなものが。というのは、村上先生、保育所の支援センターの職員さんだと、2年とか3年で少し 異動があったりだとか、そういうこともありますでしょうか。

- ○村上構成員 そうですね。ありますね。
- ○奥山構成員 そうすると、でも1年大体センターでお勤めになったら、何となく業務的 にもお慣れになって、またこういう事業をやっていくということについて問題ないという か、その辺の感覚ですね。いかがですか。
- ○村上構成員 それはなかなかわからないですね。
- ○奥山構成員 そうですね。難しいですね。何か基準がなければいけないといったときに どのぐらいがいいのかという目安が。
- ○橋本座長 まず事務局案の期間の下限を決めて、それ以上の期間を設定した場合には自 治体の裁量とするというところに関しては事務局案でよろしいでしょうか。今、年数のこ とに入っていますけれども、まず、そこはよろしいですか。

どうぞ。

- ○堤構成員 実務経験というのが何をもってするのかというのが、多分市町村、全国でどのぐらいどこの施設でやるかわからないのですが、マイ保育園制度だったりすると支援センターでもないのに保育園さんが保育士としてということも利用者支援がありだと。あと保健師がやる場合や、ファミサポがやったりとか、いろんなパターンが出てくるのではないかなと想像できます。そうすると、何をもって実務経験とするのかというのが範囲を何となく決めておかないと、支援センターをやっていなければなれないよということでもないような気もして、マイ保育園というのは全然センターでなくてもなれるではないですか。品川のカンガループランも支援センターではないです。
- 〇竹林少子化対策企画室長 まさにそこは事務局としてこの案を提案した趣旨について補足をさせていただきたいと思うのですけれども、まず、御案内のとおり、利用者支援事業は、法律上利用者にとって身近な場所ということだけが法律上の縛りで、主たる担い手としては、地域子育て支援拠点事業を想定しているものの、地域子育て支援拠点事業に限定はされていないということがありました。実施要綱でもそのような形で限定はされていないのです。

したがって、今、堤構成員からも御指摘がありましたけれども、例えば保育所で拠点事

業にはなっていないけれども、そういう相談業務をやっているところが利用者支援事業に手を挙げることもあるし、その他の市町村独自の仕組みで手を挙げてくるところがあることも想定されるので、そういうところに実務経験要件を課すときに普通で言えば保育所でやっているのであれば、そこの職員の中の誰かが手を挙げるわけでしょうから、拠点に限定することはできないなと思ってなどというのを入れていて、このなどというのは利用者支援事業に手を挙げるような母体となる施設での相談業務の経験という意味でなどを入れているわけなのですけれども、確かに例えば週に1日だけしか来ないとかということもあるかもしれないから、などはなどで入れざるを得ないのですけれども、多少拠点の事業規模というか、事業量というか、そういうのに相当するものをというのは要るかもしれないですね。少しなどと言ってもある程度の頻度なのか、事業量なのか、週3日以上の大体感じでとかというのは要るかもしれないですね。

あと、期間なのですけれども、これも結構地域によって今拠点事業が既に非常に充実して、松戸市さんみたいに1つの市で十何カ所も地域もあれば、今は1カ所しかなくて、これからふやしていくみたいな地域もあって、結局この従事要件というものを高く設定すればその分、質は上がるけれども、広がりづらいというジレンマがあるわけなのですね。初め、原案は担当からもらったときには、単に自治体の裁量としてはどうかということだったのですけれども、ただ、さすがにそれで1日でもいいのかという話だと余りにもひどいから、1シーズンぐらい一通りの仕事を経験するのは最低限、それぐらいのことはさすがに幾らこれから伸ばしていこうとするところでもハードルとしてそれぐらいはやってもらわなければいけないのではないかなという私のえいやで一存で書いただけなのです。

気にしているのは、そのようなある程度利用者支援事業の支援員としての必要とされる 資質の最低限のレベルがどこにあるかということと、ハードルを上げ過ぎて広がっていく ということの逆に支障にならないかというところのバランスなので、皆様の現場での感覚 から照らして、最低限必要なのはこれぐらいであって、かつ伸ばしていくための支障にも ならないというラインが1年というものよりも上の範囲とかでもしあるのであれば、そう いう観点から御意見いただきたいなと思います。

前例があるのかどうかというのは、少なくとも今の時点では何かの前例を見たのではなくで、私の4つの季節を一通りめぐるというものなので、今の時点では根拠がないです。 幼稚園教諭とか保育士とかの相互に資格を取れるようにするときの軽減しているようなものは3年というような例が確かにありますけれども、その辺の感覚を皆様に教えていただきたいなと。

○奥山構成員 ひろば全協でこういう研修を考えたいねといったときには、やはり3年というのは少し想定をしてみたところがあります。ただ、村上構成員も御指摘のように、裾野を広げていくとか、いろんなことを考えたときに、3年だとハードルが高いのかなとも思いますし、先ほど週3日以上ぐらいのイメージといったときに、週3日ぐらい以上ので1年という書き方もあるでしょうし、1年、括弧書きで年間何日以上の勤務だとか、そう

いう形で書き込んでいただいてイメージを共有していただくというやり方もあるのではないかなと思いました。

難しいです。経験だけでこの事業を担えるかどうかとか、1年でどうということについては、その方の資質ということも大きいと思うのですけれども、少なくとも最低ラインこのくらいの実績というか、実務経験が必要だということについてはそのように認識をさせていただきました。

○橋本座長 私からよろしいでしょうか。私自身も拠点事業の経験をしております。率直に申し上げれば、1年では全然足りないというところです。これは拠点事業の従事者ではなく、利用者支援事業ですので、地域の中で関係をつくるということが土台にないと、先ほど村上構成員がおっしゃったコミュニティワークは全く機能しないのです。なので、例えば従事要件が1年だとしたら、もうあと1~2年はほとんどその市で利用者支援事業が機能しないという覚悟の上でやっていただく。それも行政のほうも理解しておいていただかないと、1年従事要件になっているから利用者支援事業、専門研修を受けました、さあすぐに機能するかというと、全くそれは無理だろうと予想します。

先ほどワンシーズンというお話がありましたが、やはり毎日勤務していての1年という 勤務経験と週3回ではやはり経験されるものが全く違うのです。なので、本来は最低週5 日勤務の1年。3日勤務の方は2年というふうにしていただくほうがわかりやすいですし、 一定の業務を理解するということだけではなくて、地域の中に関係をつくっていただく、 まずはさまざまな資源の中に顔見知りの方がいらっしゃるという、少なくとも利用者支援 事業を始める前にその状態がないことには機能しないということで、できればそれぐらい に設定していただきたいと思います。

○田中構成員 感覚的には非常によくわかるのですけれども、先ほど堤構成員がおっしゃったように、拠点事業などのなどの部分をどう考える方によって、橋本座長がおっしゃられた質を確保する面でも、大元のところがどこの実務経験までを対象にするのかによって随分違ってくるだろうと。

例えば室長がおっしゃられたように、言ってみれば実務経験の業態の範疇と期間を掛け合わせて支援員の養成が広がるのではないかと思うのですけれども、例えば放課後に従事している方も例えば指導員に従事していても対象なのか。自治体の職員で児童相談所の児童福祉士をしている者とか、保健師を対象としている者がやる場合もどう見るかとか、例えば拠点も幾つか限定するところ。そういう合算をどう考えるのか、かなりこれは難しいなと思って聞いているのです。それも実数の時間数とかいろいろ組み合わせていくと、では実務経験を認定する側とすると、どういう手法でそれを従事年数と時間数を証明してやっていくのかというところが、どんどん話を聞いていけばいくほど実務経験者という認定をする方法の難しさを今感じています。

○橋本座長 まず1つは保育士や資格を持っている方は、後の議論にもなりますけれども、 実務経験は要らないのですね。

- ○竹林少子化対策企画室長 それは今御提案しているものは特定型は要らないけれども、 基本型は研修は免除するけれども、実務経験は必要。今、提案している内容がそういう内容で、議論した結果、変えていただければいいのです。
- ○堤構成員 利用者支援事業の実務経験がないと、利用者支援事業の研修は受けられない ということでしょうか。
- ○竹林少子化対策企画室長 利用者支援事業はこれからやるわけだから、拠点事業だとか。
- ○堤構成員 保育園の保育士であっても実務経験と見るということになるのですか。
- ○竹林少子化対策企画室長 イメージとしては、もう少しちゃんと書けばよかったのですけれども、保育士で直接処遇だけをやっている人は実務経験に入れずに、例えば主任保育士であったとか、保護者への相談業務みたいな、拠点事業などの相談業務と書かせていただいているのは、多分、などは入れているのですけれども、直接処遇だけだったらノウハウとしてたまらないのかなと思って。
- ○橋本座長 私の理解が間違っていました。
- ○竹林少子化対策企画室長 ここで書いているのはそういうことで、それにこだわっているわけではないですが、ここで書いているのはそういうイメージです。
- ○橋本座長 今、手元に皆さん資料をお持ちではないと思うのですけれども、私のイメージでは、一応今は保育士資格で限定してお話ししておきますと、保育士資格をお持ちの方はそのまま利用者支援事業の専門研修を受けられるのだと理解していたのです。この話は、子育て支援員ですね。保育士資格をお持ちではなくて、基本研修を受けてから専門研修を受けるときに実務経験が要ると私は理解していたのですけれども、そうではなくて、利用者支援事業の専門研修を受けるときには、皆さん、どんな資格をお持ちでも実務経験が要ると事務局としては提案してくださっていたということですか。
- ○竹林少子化対策企画室長 これは研修との前後は問うていないですね。
- ○鈴木少子化対策企画室長補佐 はい。
- ○竹林少子化対策企画室長 研修の議論をしていたけれども、その際に実務経験の話が出てきたので、従事要件として御提案していて、研修を受ける時点で実務が必要かどうかというのは、その前後は問わないけれども、例えば保育士の資格を持っているけれども、相談業務はやったことがないという人であれば、今回御提案している内容は、基本研修は免除したらどうか、専門研修は受けられるけれども、即座に利用者支援員になれるかというと、さらにそこから保育所での相談業務なり拠点なりで最低1年の経験を積まないと利用者支援員にはなれない。利用者支援員の従事要件として、今の実施要綱には入っていないのですけれども、今回どっちみち研修の話がまとまったら実施要綱も改正しなければいけないので、厳密には研修の話ではないのですけれども、研修受講に加えて実務経験もダブルで満たした人が利用者支援員になるように実施要綱を変えたらどうかという御提案です。だから、研修の受講要件ではなくて。
- ○橋本座長 それなら私は事務局提案で、先ほどの田中構成員と堤構成員がおっしゃった

ような、何を実務経験にするかというような、その範囲さえ決めていただければ1年で十分です。理解を誤っておりました。申しわけありません。

- ○竹林少子化対策企画室長 こちらのペーパーのつくりが悪くて済みません。
- ○橋本座長 その期間に関しては、事務局提案でいいという御意見だったと思うので、あ とは何を実務経験とするかというところだけ整理させていただければと思います。

先ほど田中構成員もおっしゃったのですけれども、市町村によってさまざまですので、何をということを明確に限定するのは難しいのではないかと考えるのです。なので、ここでは拠点事業などと書いていただいているのですけれども、例えばそのなどを例示みたいな形で書いていただいて、あとは各市町村の判断にお任せするしかないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

例えば先ほど名前が挙がっていたマイ保育園制度などはかなりコーディネーター的な内容をされているところもあるので、国の事業ではないですけれども、利用者支援事業に近い機能を既にされているかと思います。

ファミリーサポートセンターのアドバイザーも私も経験ありますけれども、かなりコーディネートの機能を果たしていますので、ファミリーサポートのアドバイザーなどもなどの例示の中に入れていただく。児童館などでお勤めだった保育士の方などもかなり地域的なものもされているのではないかとも思います。

○奥山構成員 やはりそうすると自治体によって子育て家庭が身近なコーディネート業務というのがもしかしたら多様ということはあると思うので、そこがわかるように、やはり今回利用者支援事業で大事にしたいのは、子育て家庭に身近な場所ということだと思うので、実施されている地域子育て支援拠点事業などのとしてから、その自治体によっては支援センターではなくて保育園という場合もあるでしょうし、自治体ごとの判断でということでいいのかもしれないですね。また実務経験の認定はかなり難しいのも、それは別の話ですけれどもね。

○田中構成員 今、事務局でお話があったように、相談援助業務、間接事業に限定するという話になったときには、それが中心のところであれば、例えばファミリーサポートの場合であれば端的にそれだけということになるのでしょうけれども、例えば地域子育て支援拠点であれば、もしかすると中で人材育成のためにローテーション、相談をいろいろとされたりとか、一緒くたにやっていたりとか、保育所であれば異動もあったりとかといったときに、業務内容を限定する証明はどうやってお願いして証明してもらえるのかということはなかなか実務的にはすごく難しいのではないかなと。だから、そこの証明は要りません、本人の申告でいいのですということで、その手法をどうするかというのはあるかと思います。

- ○橋本座長 奥山構成員、どうぞ。
- ○奥山構成員 田中部長、ここでいうところの相談業務といったときに、拠点などの相談 業務といったときに、そこが限定するかどうかですね。要するに基本4事業の相談業務と

捉えると、基本的には拠点事業ではそこで担っているスタッフは相談業務をもう既にして いるのだと捉えれば、余りそこを厳密に考えなくてもいいかなとも思ったのです。そこの 捉えは国のほうはどういうふうに捉えていますでしょうか。

○田中構成員 そこは実務経験の範疇をどう線引きをするかということ。例えばそういう相談の話でいけば、保育所が直接処遇をしている保育士さんでも、親御さんとの関係の相談もありますよということも現実的にはあったりするのです。いわゆる線引きをどう考えるかということと、対象年齢もどう考えるかということはあるのかなと。業務の対象年齢は未就学中心にするとか。例えば児童家庭支援センターみたいなところであれば年齢幅を広く対応している場合もあったりとかすると、どの範疇の部分を、実務経験の枠をどう設定するかというところはあるかと思います。

○橋本座長 1つ先ほどの保育士でいいますと、相談業務が主ではないので、相談業務を 主とする職種であるとか、あるいはそういう事業というものは免除するというような書き 方であれば、そこは整理できるかなと思います。その点に関しましては、もしよろしけれ ばもう一度事務局のほうで整理していただいて、次回御提案をいただくということでいか がでしょうか。では、この方向では皆さんよろしいということですね。ありがとうござい ました。

もう一つのほう、先ほど御提案いただきました保育士の研修受講科目の免除についてということですね。こちらのほうに関しまして御提案いただいているのは、保育士に関しましては基本研修の受講を免除するということ、これに関しましてはこの方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

その後、3ページ目のところに論点として、社会福祉士、幼稚園教諭、臨床心理技術者といったほかの有資格者についても免除の対象とするかということを挙げていただいているのですけれども、この点に関しましてはいかがでしょうか。

- ○奥山構成員 済みません、基本研修に関してですか。
- ○橋本座長 はい。

○竹林少子化対策企画室長 その点、よろしいですか。一応利用者支援事業に従事する子育て支援員は基本研修プラス専門研修という組立なので、基本研修の部分の免除が適切であればもちろんそれでいいし、保育士はそういうイメージなのですけれども、例えば社会福祉士などをもし免除の仕組みをつくるとしたら、どちらかというと基本研修のほうはほかの保育サービスの人たちと共通するものですから、どちらかというと預かり系というか、保育系の科目が並んでいて、ソーシャルワーク的なものというのはどちらかというと利用者支援の専門研修のほうに入っているものだから、もしかしたら社会福祉士の方で免除の仕組みをつくるとしたら、基本研修の一部とその専門研修の一部みたいなこともあるかもしれないなというか、むしろ社会福祉士の方と共通性が高いのは2階部分というか、専門研修のほうが科目的には共通性が高い可能性もあるなとは思っているのです。

それを前提にここの検討の視点と書いているように、そういうふうにした場合には、た

だ、3日も4日もあるものだと逆に免除もしやすいのですけれども、1日の中で済ますような今提案になっているので、その中でこの1時間だけ、この2時間だけ休んでおいてねみたいなことになるとすると、意外と免除してみても、その間、喫茶店で休んでねみたいな感じだと余り実は受講者にとって負担軽減にならない可能性もあるなということがここの検討の視点で書いてあるということであります。

○橋本座長

親会議にも出席して、基本研修のカリキュラムの内容を検討させていただいたので少しお話をさせていただきますと、まず、子育て支援員制度に利用者支援事業が入るかどうかという検討のときに私が提案しさせていただいたのは、この子育て支援員制度を保育補助という枠組みで捉えずに、子育て支援者という広い枠組みで検討していくということでした。利用者支援事業を入れるならその方向で検討してほしいということを申し上げて、そのような形で検討を進めています。

基本研修の内容をごらんいただきまして、この資料は保育士養成科目と整合性を確認していただいておりますけれども、これを組み立てるときに私のほうから、やはり保育に限定しない子育て支援者をイメージして研修を組み立ていただきたいということを提案させていただきました。保育に特化した内容というのは、例えば保育原理のところだけになっています。そのほかの内容は全て先ほど挙がっておりました社会福祉士養成でも学んでおります。もう少し言えば、この保育原理の内容も社会福祉士養成の子ども家庭福祉関連の科目がありまして、その中で触れられているということのです。

保育士についての研修受講科目の免除についての資料の1ページ目を開けていただけますでしょうか。3段落目の真ん中のところ、下線が引いてあるその上のところですが、保育等の直接処遇を行わず相談支援、ソーシャルワーク的な事業であることから、保育士資格を有する者については、基本研修の受講を免除することとすると書いていただいているのですけれども、これは相談支援、ソーシャルワーク的な事業であることからということを前提にするのであれば、社会福祉士も免除するになるはずなのです。本来でしたら保育士は免除できないということになります。ここで整合性を保つとすれば、社会福祉士の資格を免除しなければ、この利用者支援事業全体の整合性が保てないかなと考えます。

先ほどお話をさせていただいたように、基本研修のところを社会福祉士の方がもし免除 されたとしても、大きな問題はないのではないかと考えております。

○竹林少子化対策企画室長 先生、済みません、おっしゃっていることはわかりましたが、 そういう意味では中身の話はここで議論していただきたいのですけれども、この事務局が つくったペーパーについては、やや日本語がおかしくて、今、御指摘いただいたただし書 きのところは、とりあえず、そこ自体を議論していただきたいのですけれども、私たちは 当初、基本研修のほうはどちらかというと直接処遇的な事業を行う知識で、この利用者支 援事業や拠点事業の相談支援、ソーシャルワークはどちらかというと専門研修のほうのイ メージでいたので、ここの日本語も、本来は相談支援、ソーシャルワーク的な事業である ことから、専門研修の受講は免除できないと書くべき文章だったのです。しいて言うと、 基本研修の受講に限りみたいなイメージで実は書いたつもりで、だから、保育士はそうい うところからむしろ相談支援やソーシャルワークは保育士であっても追加で学んでいただ く必要があるから、専門研修は必ず受けてもらわなければいけないですよということが言 いたくて書いた文章ではあるのです。社会福祉士をだからそういう基本研修の免除のほう に入れていなかったのは、どちらかというと免除するのであれば上のほうの専門研修の中 で免除できる科目があるのではないかという発想だったのです。

ただ、今の座長の御説明ですと、基本研修のほうも必ずしも私たちが思っていたような直接処遇を行う事業の知識という、その前提自体が議論の経緯から言うと正しくないのではないかという御指摘だったと受けとめました。ただ、この文章は我々の前提に立っても変な日本語になっていたということです。

- ○橋本座長 ありがとうございます。
- ○奥山構成員 あとは基本研修のほうなので幼稚園教諭ですとか臨床心理技術者の扱いについては、きっと分野ごとに御意見を出して全体会で取りまとめるというような流れなのですね。
- ○橋本座長 そうですね。1つ、臨床心理技術者は今国家資格化などが検討されているのでしょうか。
- ○鈴木少子化対策企画室長補佐 多分違うと思いますが、一応国家資格ではない。
- ○橋本座長 国家資格でないものはあげるというのは少し難しいと思いますので、そもそ も省けるのではないかと思います。
- ○奥山構成員 これは臨床心理士のことなのでしょうか。臨床心理技術者というもの。
- ○橋本座長 それは臨床心理士と書けないのでこのような表現にしてくださっている。あと社会福祉士と幼稚園教諭が残っているのですけれども、基本研修のほうの検討に加わったものとしましては、社会福祉士も免除しても基本研修も問題ないのではないかという意見です。あと幼稚園教諭に関しましてはどうさせていただいたらいいかということを皆さんにお諮りしたいのです。もちろん、社会福祉士に関しても御意見をいただけたらと思います。

どうぞ。

- ○奥山構成員 やはり0、1、2の対象のところの保育というところがないので、受けていただいたほうがいいのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。
- 〇田中構成員 検討するには、この保育士の資格取得と同じように、幼稚園教諭の資格免許を養成課程のカリキュラムと対照した上で論理的に言ったほうがいいのではないかなとは思います。ダブるところもあると思いますし、そこは総合免許を取る際に議論されたと思うのです。考え方はあわせて整理したほうがいいのかなと思います。詳しいところはよくわからないので。

ここに書いてある専門職で看護師を持っている方というのはどうするのかなと。割と家

庭保育福祉員等で看護師等も広げていたりもしていますので、この分野に看護師とは限らないけれども、みたいな人もあったりとかしているとね。看護師免許を持ちながらの人も検討の対象にするのかどうか。

○橋本座長 時間が12時になりましたので、事務局にお願いですけれども、この社会福祉 士と幼稚園教諭の資格と今の基本研修の内容と、先ほどの保育士で示していただいている ような形で資料を御用意いただいて、次回、それをもとに検討するということでよろしい でしょうか。よろしくお願いいたします。

○堤構成員 松戸市のスタッフ養成講座を受講する方は学校教諭の免許を持っている方が 結構いらっしゃるのです。小学校、中学校。そこら辺も一緒に幼稚園教諭をやるのであれ ば免除対象になるのかという。

○橋本座長 保健師や看護師をどうするのかというところで、看護師や保健師のものもこのようにしていただくとかなり手間がかかるかと思いますので、検討する必要があるかと考えられる近接領域の資格というのを少し挙げておいていただくということです。

1つの考え方としては、先ほどの基本研修のところに戻ってみますと、基本研修を組み立てたときには福祉の原理原則、あと内容に限定したものになっていますので、社会福祉士を除くということの1つの根拠としましては、福祉の原理原則制度に関しては押さえられるということがございます。

フォローアップ研修、現任研修、それから今の2点に関して検討ができていないのですけれども、これを次回に回させていただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、まだ検討事項を残しておりますが、本日は時間となりましたのでこれで終了 させていただきます。

最後に、事務局から次回の日程について説明をお願いいたします。

〇鈴木少子化対策企画室長補佐 それでは、本日はまことにありがとうございました。 次回の予定でございますけれども、11月27日木曜日、午前10~12時までを予定しており ます。出欠につきましては、また後日、事務局から改めて御連絡させていただきます。

きょうは議論の中で意見が出尽くされなかった部分がございましたら、1週間以内に文書で意見をいただければ次回の検討に反映させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○橋本座長 ありがとうございました。

それでは、本日のワーキングチームはこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。